

区民交流機能分科会 今年度の進捗状況と次年度の課題

令和3年3月8日整備推進委員会
資料2-2

項目	担当所管	これまでの決定事項	令和2年度の検討事項	次年度以降の検討課題
レストラン運営	◎総務部 庁舎整備担当課 職員厚生課 総務課 市民活動・生涯現役推進課 世田谷総合支所地域振興課 区民健康村・ふるさと交流課 (R2年度第2回分科会で決定)	□レストラン(基本的方針:令和元年11月18日第7回分科会調整会議) 設置場所:東2期棟2階 営業内容:レストラン営業、東1期棟2階ラウンジでの営業・ケータリング ※ラウンジの営業は常時でなくとも可。 使用根拠:行政財産の貸付(又は、行政財産使用許可)。 ※厨房部分のみの使用料のみ徴収とする代わりに、昼食時以外は区民利用スペースとしての使用を求める。 営業日:基本は平日の庁舎開庁日。土、日曜日も営業を求める。 営業時間:午前11時～午後2時 ※午後5時までは区民が自由に利用できる場としてレストランを開けること(その他事業者からの提案も認める)。 経費負担:区→内装、厨房設備、家具 事業者→厨房内什器、食器、光熱水費 ※その他募集における追加条件、提案内容は検討する。 ※スケジュール上、令和3、4年度辺りから本格的な検討を進めていく。 ※令和元年11月18日第7回分科会調整会議資料5「レストラン、売店の整備及び事業者選定に向けての基本的方針(たたき台)」参照	・DXにより予測される来庁者減等、社会状況変化を踏まえたコンセプトの再確認 ・1期工事中の東1期棟2階ラウンジ単独営業の可能性の再確認 →ラウンジの単独営業は、採算上困難。レストラン事業者の選定、営業開始を到達点として検討を進める。 ・メイン担当の決定 →今後は総務部(担当課は2年度中に決定)をメインに検討を進める。	・ <u>運営形態(たたき台)の作成(R3)</u> ・ <u>事業者選定の基本条件(たたき台)の作成(～R4)</u> ・2期工事中の東1期棟2階ラウンジの活用方法検討 ※レストラン事業者へのヒアリング等、調査を踏まえる。
売店運営運営	◎市民活動・生涯現役推進課 庁舎整備担当課 職員厚生課 総務課 (R2年度第2回分科会で決定)	□売店(基本的方針:令和元年11月18日第7回分科会調整会議) 設置場所:東2期棟1階区民交流スペース内(100㎡) 営業内容:飲食物の販売・A T Mの設置・税金等の収納業務・コピーサービス・住民票等の交付業務 使用根拠:行政財産の貸付(又は、行政財産使用許可)。 営業日:平日及び区民会館、区民交流スペースが開館している土・日曜日 営業時間:午前8時30分～午後10時(今後の庁舎管理と調整) 経費負担:内装、設備等、設置に要する費用、光熱水費は事業者が負担 ※スケジュール上、令和3、4年度辺りから本格的な検討を進めていく。 ※売店についてはコンビニを念頭に置いた業務内容を想定。 ※令和元年11月18日第7回分科会調整会議資料5「レストラン、売店の整備及び事業者選定に向けての基本的方針(たたき台)」参照	・運営者選定条件の確認 ・川場村物産、交流自治体の産品、障害者施設の製品の販売、カフェ営業などの可能性検討 ・コンビニ以外の売店の可能性の検討 ・販売品の検討 ・障害者雇用の検討 ・メイン担当の決定 →売店は区民交流スペースそのものとの考えを基に、市民活動・生涯現役推進課でとりまとめて一体的に整理していく。	・ <u>運営形態(たたき台)の作成(R3)</u> ・ <u>事業者選定条件(たたき台)の作成(～R4)</u> ・区民交流スペースそのものとの考えを基に、一体的な機能としての検討 ・区全体における障害者雇用の考え方を踏まえ、区民交流スペースにおける障害者雇用の検討 ※売店構成事業者へのヒアリング等、調査を踏まえる。
区民交流スペース 区民交流室	◎市民活動・生涯現役推進課 区政情報課 広報広聴課 障害者地域生活課 区民健康村・ふるさと交流課 消費生活課	□区民交流スペース ・建物管理:庁舎包括 ・運営者の管理範囲:区民交流スペース ・運営方法:事業者委託 □区民交流室 ・建物管理:庁舎包括 ・運営方法:事業者委託(区民交流スペースの委託に含める) □障害者生産品販売スペース ・実施内容:物品販売(長時間の単独運営は困難なため) ・運営主体、選定方法:現行とおり(平日11時～14時) ・設置場所:市民活動カウンターと連続して設置	・運営者選定方法 市民活動スペース(交流室)のハード・ソフト面の運営事業者 ・活動形態 市民活動案内・相談業務/交流活動場所の提供/学習機会の提供/情報発信・提供 etc. ・運営者選定 市民活動コーナーの事業者 ・活動形態 ・障害者施設販売時間終了後の運営(売店事業者の販売委託の検討) ・売店運営に含める可能性	・ <u>活動形態(たたき台)の作成(一般区民の利用誘導含む)(R3)</u> ・ <u>運営者選定条件(たたき台)の決定(～R4)</u> ・購入物品の検討 ・ <u>活動形態(たたき台)の作成</u> ・ <u>運営者選定条件(たたき台)の決定</u> ・ <u>運営形態の方針作成</u>

↑
一体とした
部会として
検討する
↓

項目	担当所管	これまでの決定事項	令和2年度の検討事項	次年度以降の検討課題
		<input type="checkbox"/> 区政情報センター ・運営方法：事業者委託 ・運営時間：8:30~17:00 土日夜間なし ・提供資料：区資料を優先、消費生活課所属資料。	・運営時間：フロア開館時間(土日祝等)に合わせることも検討 ・提供資料：消費生活課資料の数量調整（スペースの縮小により） ・DX推進等も踏まえた取扱資料・範囲の検討（郷土資料館資料や写真等の提供／有償刊行物の必要性／公文書館的な機能の検討など） ・デジタルサイネージの活用検討（消費生活関連情報など）	・ <u>運用形態の方針作成</u> ・ <u>開館形態の検討（土日祝等の開館）</u>
		<input type="checkbox"/> PRコーナー（全庁的PR） ・対象：行政PR、区民ギャラリー ・展示場所：自立型展示パネル（南側展示版は行政PR用） EPS周辺展示壁／川場村展示版／（美術品展示なし） ・展示ルール：期間を区切った入替	・管理運営 ・行政PRのデジタル化の検討	・ <u>管理形態の方針作成</u> ・ <u>展示物のデジタル化の検討</u>
		<input type="checkbox"/> デジタルサイネージ（区民交流フロア） ・設置場所：市民活動カウンター上部柱面（市民活動専用のPR情報等） 売店横に可動式（交流自治体・消費生活課・売店販売） ・上映内容：交流自治体のPR情報・市民活動団体のPR情報	・設置場所：市民活動カウンター上部柱面／売店横に可動式 ・上映内容：市民活動／交流自治体／消費生活課／売店販売／ 区民交流フロア内の情報（エフエム世田谷など）ほか	・ <u>上映内容等運用方針の検討（フロア及び庁内全体の使い方など）</u>
		<input type="checkbox"/> エフエム世田谷 ・管理運営：事業者委託 ・運営時間：現行とおり（サテライト運営13~17時 土日夜間なし）	・他の機能や活動との連携 ・運用時間外のブース活用の検討	・ <u>他の機能や活動との連携の検討</u> ・ <u>運用時間外のブース活用の検討</u> ・開館形態の検討（土日祝等含め）
美術品展示	◎文化・芸術振興課 総務課 世・地域振興課	・展示目的の整理 （区の収蔵品、名誉区民絵画、芹澤氏胸像等の彫刻を展示） ・展示可能箇所の整理・展示方針（場所ごとにコンセプトを決めて展示） 《B2F連絡通路》世田谷美術館の協力のもと、毎年度にテーマを決めて展示 ※誘導のため、区民会館や庁舎内に案内表示を設置 《B1F集会室外側壁面》名誉区民絵画（31点） 《ホワイエ(1F,2F)》美術品（文化的要素） 《執務室(来客用SP)》：美術品（潤いと安らぎ、庁舎の文化性を担保） 《外構》既設置の彫刻やモニュメントなど区収蔵品 《西棟1Fピロティ》地と風ブロンズ像	<input type="checkbox"/> 美術品の一時保管 ・現本庁舎で管理している美術品（約300点）のうち、155点を移転 <input type="checkbox"/> 展示場所の検討 ・芹澤氏胸像及び肖像画（区民会館エントランスホール内）	・ <u>展示方針(たたき台)の作成（～R4）</u>
区民会館運営	◎世・地域振興課 文化芸術振興課	<input type="checkbox"/> ホール ・管理運営の範囲：区民会館及び区民会館専有部分(ホール、楽屋、控室、集会室、練習室、ホワイエ、エントランスホール、管理室等) ・管理運営：指定管理者制度（区民会館条例にもとづく） ・貸出基準：現行とおり（区民会館条例にもとづく） ・想定演目（学習会／集会／講演会／式典／演劇／学芸会／映画上映会／洋舞／古典芸能／コンサート／オーケストラ／吹奏楽／合唱／ピアノ演奏。インターネット配信イベント）	<input type="checkbox"/> 備品購入支援委託の仕様検討 <input type="checkbox"/> 2・3期工事中の運営 周辺工事の状況に応じて貸出日程の調整	・ <u>指定管理者選定要求水準書(たたき台)の決定（R3）</u> ・2,3期工事中の貸出基準・方法の検討（～R4） （休工日を除き、騒音・振動に左右される演目の制限など） ・購入備品の検討（R3）
		<input type="checkbox"/> 練習室 ・貸出基準：練習室はホール同時利用、単独利用も可能とする。 ・想定用途：ホール利用時のリハーサル／楽屋／控室／音楽／洋舞／古典芸能／演劇等の練習／催し物（練習室で対応可能な範囲） ／各種会合／講演会／展示展覧会／健康診断（一般利用）／		・2,3期工事中の貸出基準・方法の検討 （休工日を除き、騒音・振動に左右される演目の制限など）
		<input type="checkbox"/> エントランスホール／ホワイエ ・貸出基準：各単独の貸出可能（ホール利用時含む）		
		<input type="checkbox"/> ラウンジ ・		・1期竣工後の暫定利用方針の検討
		<input type="checkbox"/> サンクンガーデン側エントランスホール ・自動販売機の設置		・自動販売機設置に伴う行政財産使用許可の検討
ケヤキ材の加工 ワークショップ開催	庁舎整備担当課 みどり政策課		<input type="checkbox"/> 公募型プロポーザルの実施	・建設工事中の区民参加の検討（R3） （R3:樹木伐採製材WS、R4:屋上緑化検討WS、R5:家具等製作WS） ・制作家具等の展示方針（～R4）